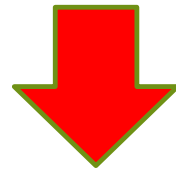


## 不登校対策について

### 1 現状

#### (1) 全国における状況

公立・私立の小中学校の不登校児童生徒数  
**約29万9千件** (R4年度) ⇒ **過去最多**



「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた緊急強化を図るため、

『**不登校・いじめ緊急対策パッケージ**』がまとめられる

## 不登校・いじめ 緊急対策パッケージ

## ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約11万4千人。いずれも過去最多
- いじめ重大事態の発生件数も、923件と過去最多。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要。

### 不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

#### COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

#### COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

#### 情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

## 組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を継続して実施。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進

### いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための**早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた**指導助言及び全国的な対策を強化**。

#### いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（再掲）

#### 国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
  - ・地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、**首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、**
  - ・いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「**いじめ調査アドバイザー**」の活用等を実施。

# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒ 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

## 主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える  
仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。  
○ 不登校特例校の設置促進 (早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称)。  
○ 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進 (落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)  
○ 教育支援センターの機能強化 (業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究)  
○ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障 (不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に)  
○ 多様な学びの場、居場所の確保 (こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映)

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する  
不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進 (健康観察にICT活用)
- 「チーム学校」による早期支援(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援 (相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援)

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする  
学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

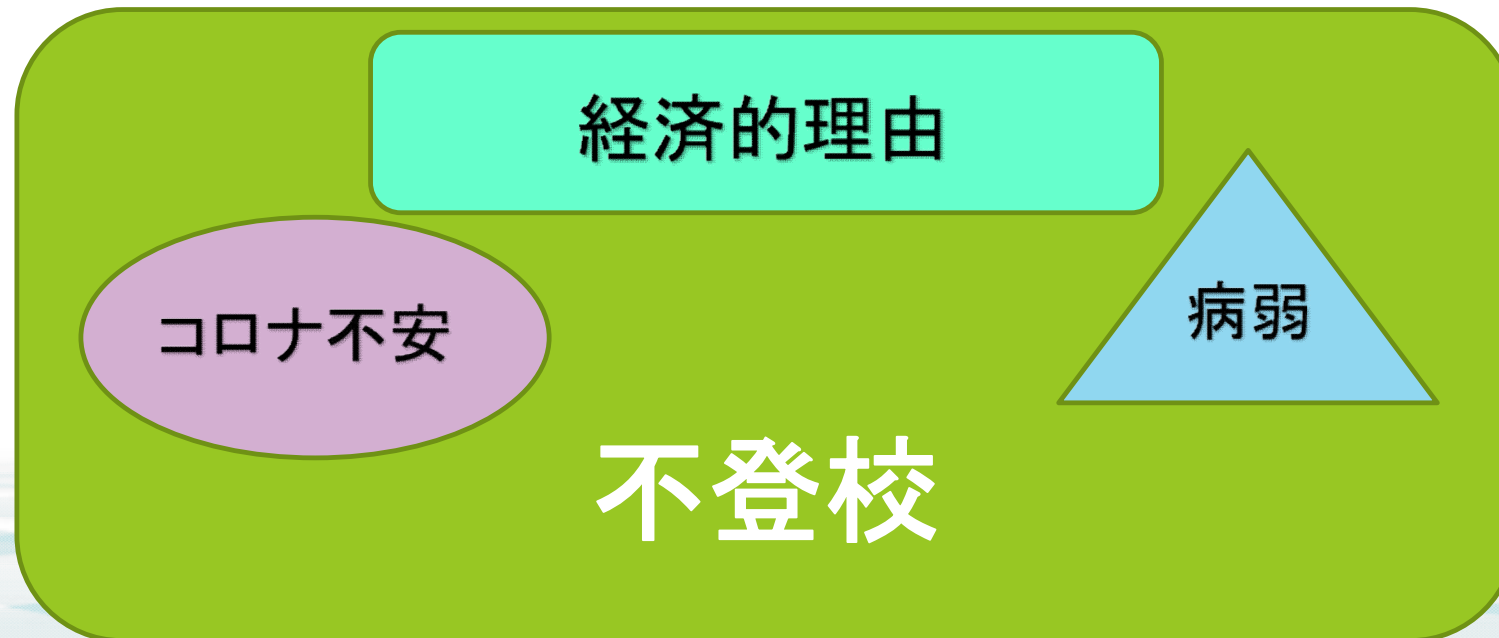
- 学校の風土を「見える化」(風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善 (子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校環境整備
- 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

## 実効性を高める取組

- エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施 (一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握)
- 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

## （２）不登校

●文部科学省の調査では、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」（定義）



## (3) 本市の現状

### ①長期欠席者の把握

- ・ 月例報告

  - ・ 当月7日以上の欠席と累計30日以上の欠席者

- ・ 「**岡山型不登校対策スタンダード**」を参考に分類

### ②年間30日以上の欠席者の背景と特徴

- ・ 複雑化、多様化を背景にした長期欠席

## 1 長期欠席・不登校の状態評価

長期欠席・不登校(以下「長欠・不登校」という。)への対応は一律ではなく、子どもの状態によって変えていく必要があるため、具体的な目標や対応を考えるときには、児童生徒が現在どのような状態にあるかを評価します。



状態	登校状況	外出状況
<b>状態 0</b> ほぼ平常に登校している	登校できる	外出できる
<b>状態 1</b> 遅刻・欠席がしばしばある 保健室通いが多い		
<b>状態 2</b> 保健室・別室登校 半分以上欠席している		
<b>状態 3</b> 学校以外の施設への 定期的参加ができています	登校できない	
<b>状態 4</b> 比較的気軽に外出できる		
<b>状態 5</b> 家庭内では安定しているが 外出は難しい		
<b>状態 6</b> 部屋に閉じこもり、家族とも ほとんど顔を合わせない		外出できない

※参考：日本小児心身医学会編  
「小児心身医学会ガイドライン集(改定第2版)―日常診療に活かす5つのガイドライン―」  
2015 南江堂

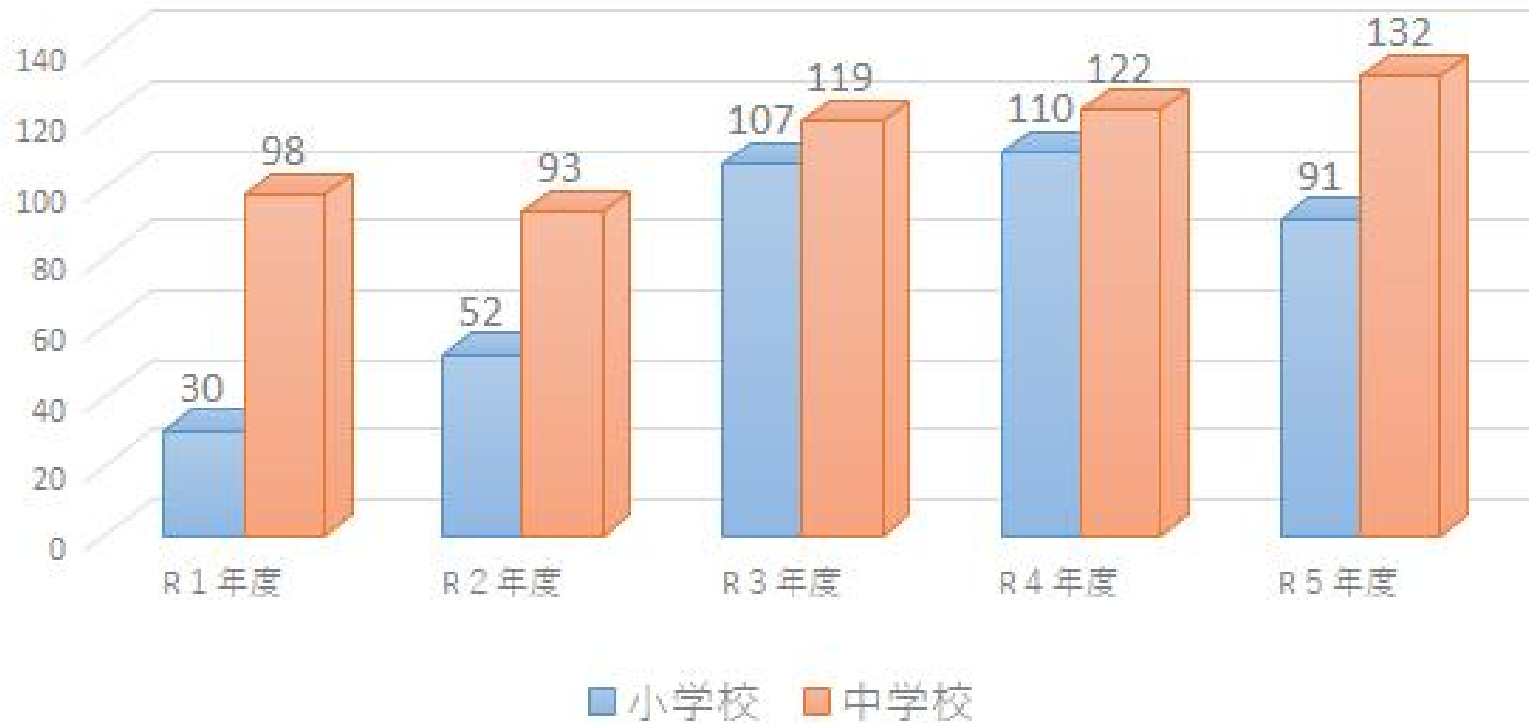
状況の詳細	対応方針	関連ページ
登校に対する心理的負担を抱え、行き渋りがみられることもあるが、毎日登校できている状態	早期発見 早期対応	P.3 P.4 P.6 P.9 P.10 P.12 P.13 P.14
週1~2日休み程度で登校している。または、登校できているが、早退や遅刻が週のうち半分以上、あるいは、保健室や別室をしばしば利用する状態		
週3日以上欠席している。または登校しているが、保健室・別室登校が半分以上の状態		
登校はできないが、学校以外の場所(教育支援センター(適応指導教室)等)には定期的に通うことができている状態	自立支援 復帰支援	P.8
登校はできず、定期的に通える場所もないが、外出は比較的自由にできる状態		
登校できないが、家では落ち着いた生活ができている。外にはほとんど出ないが、家族と関わるができる状態		
登校できず、家でもほとんど自室から出ず、家族と関わることもなく、心理的に不安定で、生活リズムの乱れも大きい状態		

# ①長期欠席者の把握

当月7日以上の欠席と累計30日以上の欠席 (令和5年12月末現在)			合計	小学校計	中学校計
登校できる	0	ほぼ平常に登校できている。	37	29	8
	1	遅刻・欠席がしばしばある。保健室通いが多い。	44	12	32
	2	保健室・別室登校。半分以上欠席している。	43	13	30
登校できない	3	学校以外の施設への定期的な参加ができるいる。	20	6	14
	4	比較的気軽に外出できる。	43	13	30
	5	家庭内では安定しているが外出は難しい。	35	18	17
	6	部屋に閉じこもり、家族ともほとんど顔を合わせない。	1	0	1

※当月7日以上の欠席と累計欠席30日以上	合計	223	91	132
	男子	112	47	65
	女子	111	44	67

## 長期欠席（年間30日以上）児童生徒数の推移



## 長期欠席（年間30日以上）の推移

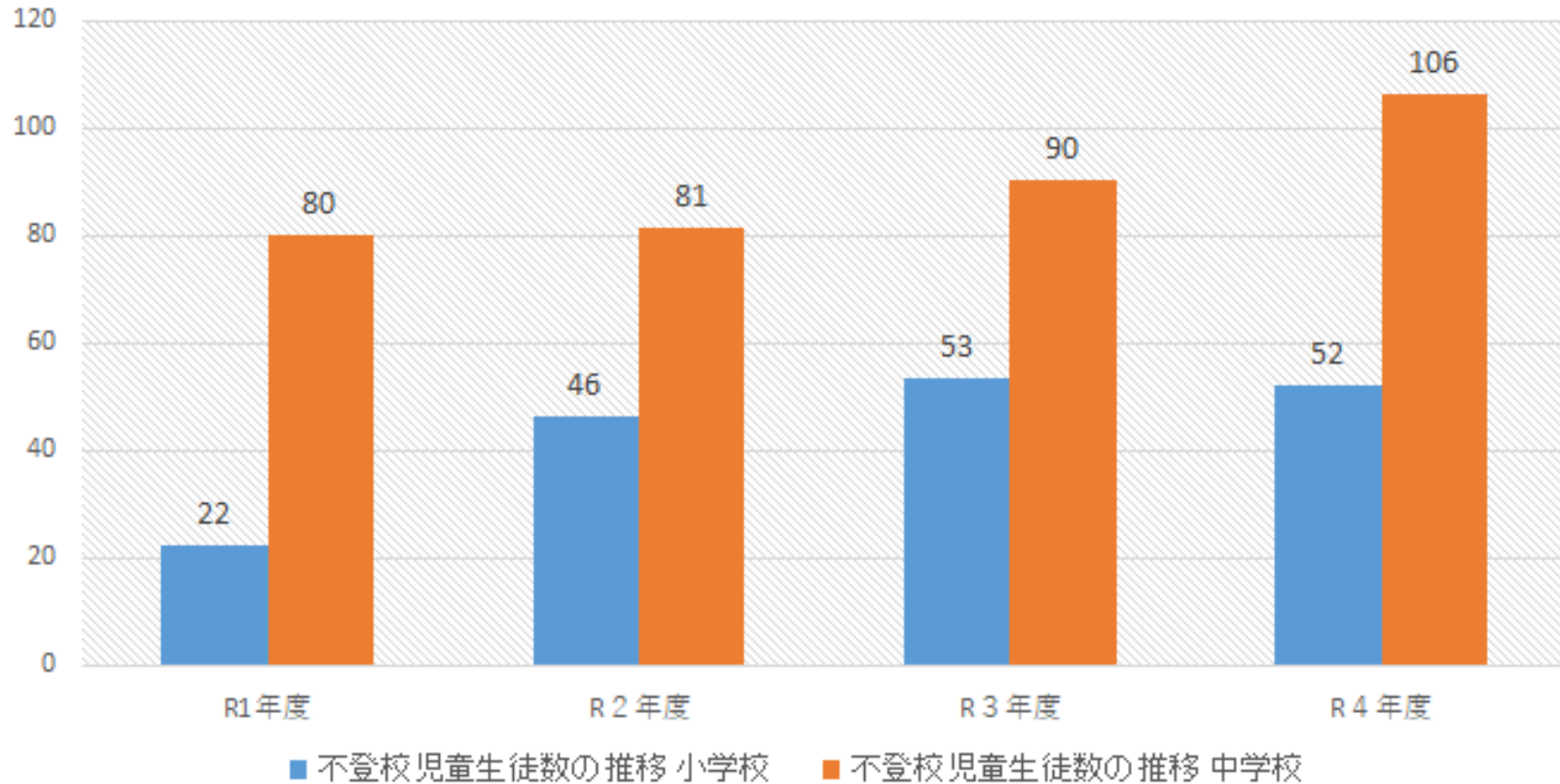
	小学校	中学校	合計
R1年度	30	98	128
R2年度	52	93	145
R3年度	107	119	226
R4年度	110	122	232
R5年度 12月現在	91	132	223

- 長期欠席者数（年間30日以上）は、小学校・中学校ともに増加傾向にある。
- 小学校と中学校の長期欠席者数を比較すると、中学校の方が多傾向にある。
- コロナ禍に入り、長期欠席者が急激に多くなっている。（コロナ不安等が含まれる）
- 令和5年度は、12月時点において、令和4年度に近い長期欠席者数となっている。



# 現状（不登校数）

## 不登校児童生徒数の推移

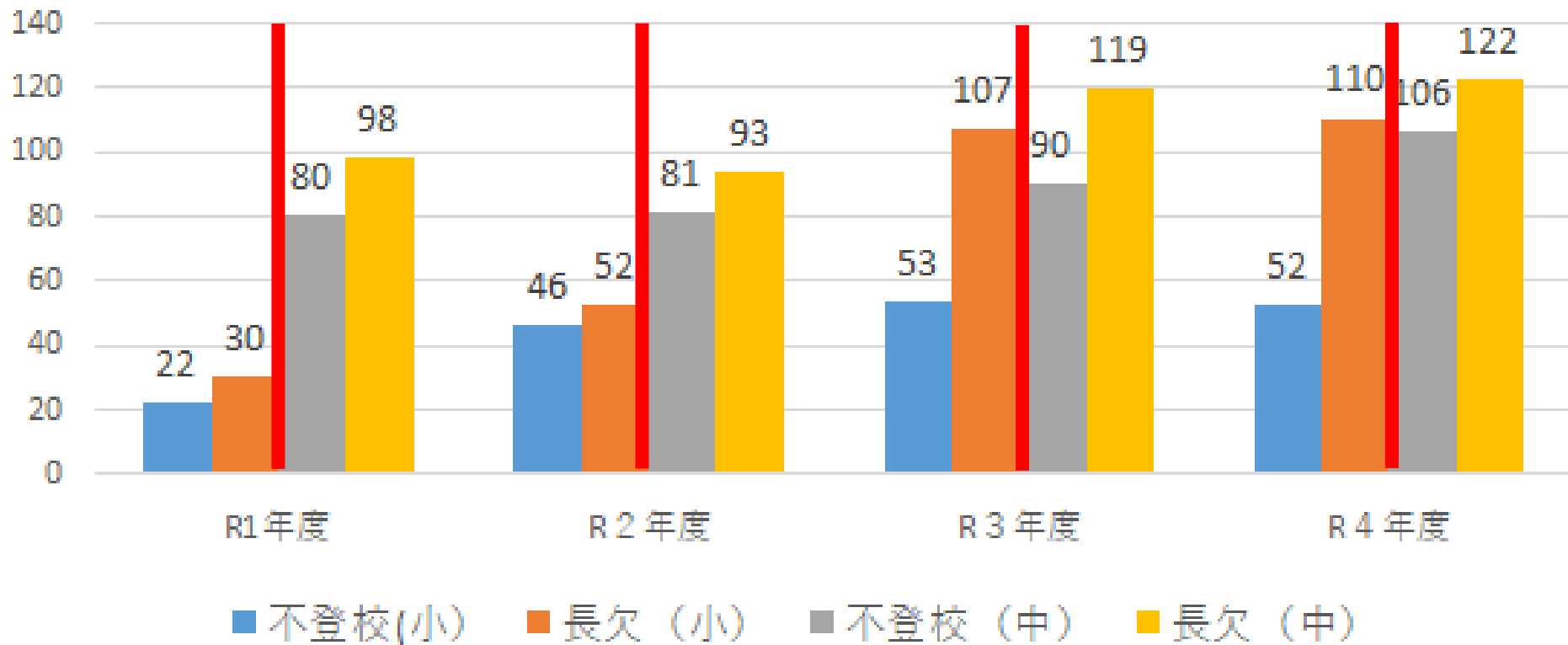


## 不登校児童生徒数の推移

	小学校	中学校	合計
R1年度	22	80	102
R2年度	46	81	127
R3年度	53	90	143
R4年度	52	106	158

- 小学校において、令和2年度からのコロナ禍により、**不登校数は倍増**している。
- 中学校では、平成30年度において56名だった不登校数が、令和1年度に大きく増加し、それ以降も増加し続けている。

## 不登校と長期欠席者数の比較



- 長期欠席の児童生徒の内、病気や経済的理由、コロナ不安等を除く不登校数において、令和2年度以降、小学校では大きな増加は見られない。
- 中学校では、長期欠席者の増加に伴い、不登校数も比例して増加している。

⇒ コロナ不安による欠席の容認等の中で、**学校を休むことへの抵抗感は低下**

# 不登校率の比較

不登校率 (%)	全国 (小)	埼玉県 (小)	飯能市 (小)
H30	0.7	0.52	0.55
R1	0.83	0.58	0.62
R2	1	0.72	1.31
R3	1.3	0.89	1.51
R4	1.7	1.23	1.48

不登校率 (%)	全国 (中)	埼玉県 (中)	飯能市 (中)
H30	3.65	3.21	3.2
R1	3.94	3.48	4.62
R2	4.1	3.56	4.61
R3	5	4.46	5.24
R4	5.98	5.49	6.28

- 不登校率の増加は、全国・埼玉県・飯能市を比較してもほぼ同様の傾向にある。
- 令和2～3年度は、小学校、中学校共に全国・埼玉県を上回っている。令和4年度は、中学校のみ、全国と埼玉県を上回る。
- 全国・埼玉県を上回っていることから、不登校問題は本市が抱える大きな課題であることが分かる。

## ②不登校の背景と特徴

- ①幼児期・学童期における**愛着の課題を抱えた不登校**がみられる。背景には、虐待がみられることが少なくない。
- ②**発達特性があり**、人間関係、コミュニケーションがうまく取れなかったり、こだわりの強さから、友人関係でトラブルを起こしてしまった結果としての不登校がみられる。
- ③思春期・青年期における生き方や進路選択の**自己決定を模索**する不登校がみられる。
- ④学校における授業、学級活動、特別活動、部活動等のペースや内容に馴染めなかったり、**教職員の不適切な言動に起因**する不登校がみられる。
- ⑤他に、いくつかの**要因が絡み合い複雑化**したことによる不登校がみられる。

## (4) 不登校への対策と対応

- ① 誰一人孤立させない学びの保障  
◇笑顔と質の高い学びを保障する「**学びの改革**」
- ② 学校・家庭・地域との連携・協働  
◇多くの目で行う支援
- ③ 関係機関との連携  
◇教育センターによる相談業務の充実と関係部局  
や機関との連携・協働

## (4) 不登校への対策と対応



### ① 誰一人孤立させない学びの保障

- ◇ 「学びの改革」による創造的、探究的、協同的な学び
  - ◇ 児童生徒が主体となった学び合い
  - ◇ 学びのツールとしてのICT活用
  - ◇ 学びの場の確保（校内教育支援センター 他）
- ・ 学びにアクセスできない児童生徒をゼロに

# (4) 不登校への対策と対応

## ② 学校・家庭・地域との連携・協働

- ◇ 日々の情報共有 「児童生徒理解」
- ◇ 複雑化、多様化した課題への**対応と理解**
  - ・ **教育機会確保法の理念の理解**※1
- ◇ 課題の未然防止、早期発見・早期対応
  - ・ **不登校対応の重層的支援構造**※2
- ◇ 情報発信・受信の強化
  - ・ **I C T を活用した通信や心の健康観察等の取組**

# ※1 教育機会確保法の理念の理解

- 文科省の定義:「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは登校したくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(2016年、「教育機会確保法」と略称)の影響も。
- フリースクールなど民間の不登校支援施設や公立の教育支援センターなど、既存の学校以外の場での教育機会の確保と財政支援を国や地方自治体の責務としている。
- 「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく」(文部科学省、2016)と学校への復帰を前提としない旨、通知を出している。⇒ オンライン授業も検討課題に



**教職員の意識改革が必要**



# ※2 不登校対応の重層的支援構造

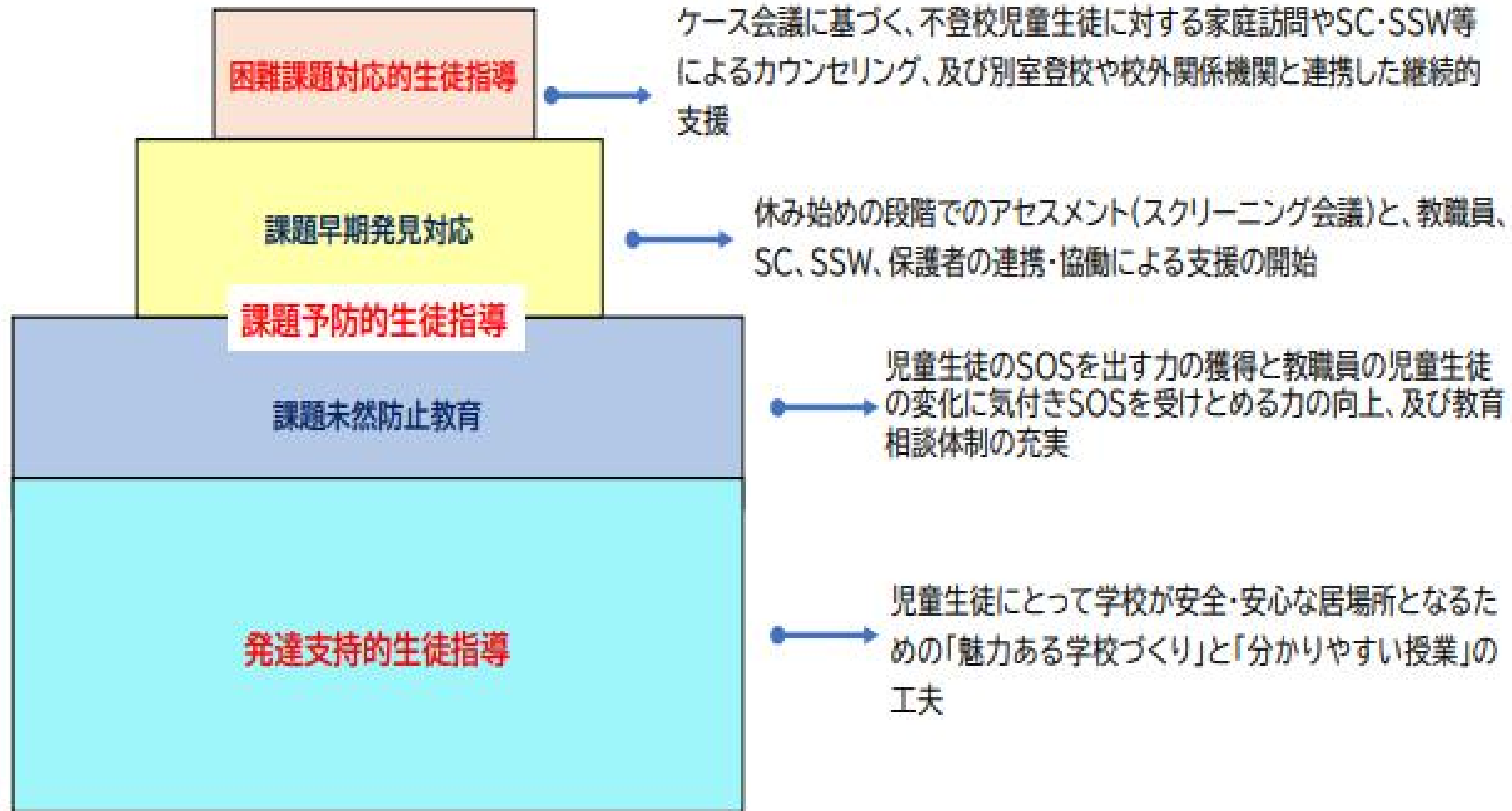


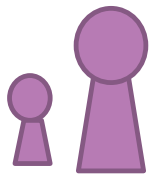
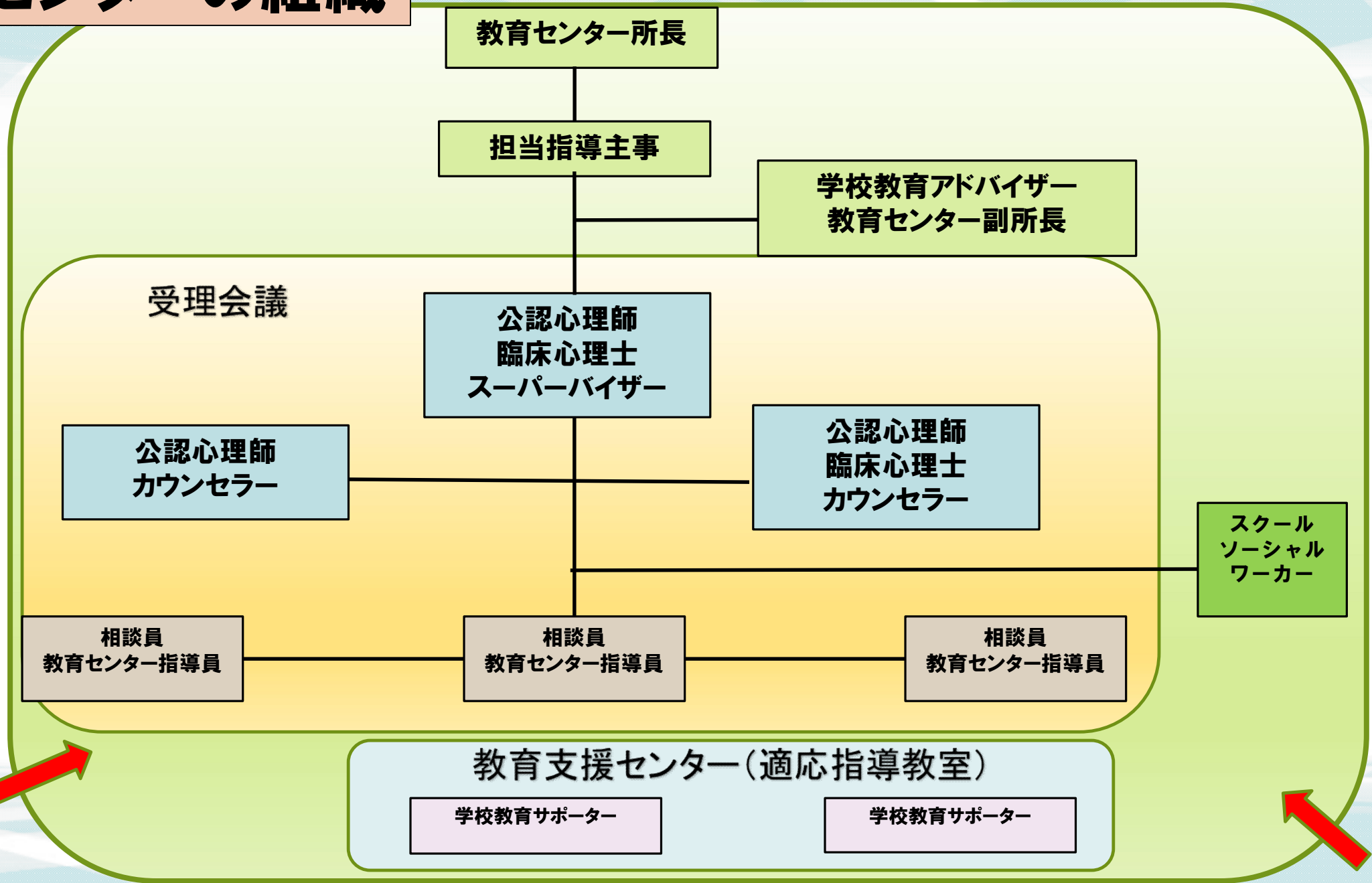
図 18 不登校対応の重層的支援構造

## (4) 不登校への対策と対応

### ③ 関係機関との連携

- ◇教育支援センターを中核的拠点に
- ◇福祉部局との共通理解と共通実践
- ◇スクールカウンセラー等との連携と協働
- ◇関係機関との協働
  - ・多様な学びの場、居場所の確保
  - ・「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」を制定

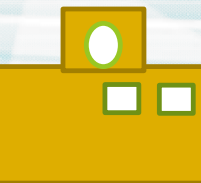
# 教育センターの組織



保護者  
児童  
生徒



学校



## 予防

## 支援

### 指導員研修

### 教職員研修

- ・センターが事務局となり、教職員を対象とした教育相談研修
- ・校長会議や校長研修会を通して、管理職対象の教育相談研修
- ・各校の校内研修にアプローチし、教育センター公認心理師を講師として派遣し、全職員が専門スキルの向上を図る

### スクリーニング会議

- ・早期から組織として気になる事例を洗い出し検討する会議を定期的実施し、重大な事案に至る前に早期発見・対応を可能にする

### 民生児童委員との情報共有会

誰一人として取り残さない質の高い学びの保障

子どもの良さを認め、「心の居場所」として安心できる魅力ある学校づくり

### 教育相談スキル向上ガイドラインの策定

- ・全職員が共通した教育相談スキルを持って対応できるよう、ガイドラインを策定し指針とする。

### ケース会議

- ・不登校等を認知した場合、またはその疑いが生じた際に速やかに開催し、関係者が把握している情報の共有や支援策を決定し、関係者が組織として実行する

### オンライン会議

- ・GIGAタブレットを活用し、気軽にSCや相談員と相談できるようにする。

# 不登校への支援

- ①アセスメント(児童生徒理解、見立て)とプランニング(取り組み方針)
- ②ケース会議(事例検討会)の活用
- ③学校の把握と不登校児童生徒の実態調査のズレを認識(文部科学省)
  - ・学校 ⇒ 「無気力・不安」51.8% 「生活リズムの乱れ・遊び・非行」11.4%  
「いじめを除く友人関係をめぐる問題」9.2%
  - ・不登校児童生徒の実態調査 ⇒ 「先生のこと」約30% 「友だちのこと」約25%  
「体調の不調」約36%
- ④「信じ、任せ、待つ」姿勢
  - ・「信じる」⇒ 短期・中期・長期の視点から、児童生徒の成長を信じる。
  - ・「任せる」⇒ 日常生活での小さな自己決定の積み重ねを尊重し、応援し続ける。
  - ・「待つ」⇒ 児童生徒の心の回復段階に即した継続的支援。
- ⑤回復プロセスの理解
  - ・前兆期 ⇒ 混乱期 ⇒ 安定期 ⇒ 転換期 ⇒ 回復期
- ⑥保護者は児童生徒支援のパートナー
  - ・子どもを真ん中において、学校と一緒に支援の在り方について相談するパートナー
  - ・保護者を責めない、否定しない ⇒ 「ねぎらい励ます」ことから関係を構築
- ⑦配慮や支援を受ける側から支援する立場に
  - ・家族や誰かのためにできることを自己決定させる働きかけを。

## ～ 児童生徒の心に寄り添う ～

- 1 児童生徒の生活、感情や願いを、一緒に居て、みて、聴いて、感じて、考えて、**まるごと受け止めようとする姿勢。**
- 2 ほめること、叱ることの留意点
  - ①子どもの命、権利、利益を守るということ「守りの枠」を軸に
  - ②かけがえのない大切な存在であることを伝える
  - ③個性尊重の捉え直し
    - ・他者と比較しない、優劣をつけない、認め合い敬意を払う
  - ④応援付きの自己決定を大切にする

## 2 具体的な取組

- (1) 組織的な相談体制の強化 ～教育相談体制を基盤に～
- ア 保護者や児童生徒の悩みに寄り添った受容的な教育相談
  - イ 教師の関わりや姿勢 ⇒ 対話的、共感的な姿勢と関わりを
  - ウ 「生徒指導提要（R4年12月）」の考え方の理解
- (2) 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置促進
- ア
    - ・飯能第一中学校「ステップアップルーム」
    - ・美杉台中学校「にじいろルーム」
    - ・双柳小学校「双っ子ルーム」
    - ・富士見小学校「ほっとルーム」
    - ・飯能西中学校にも設置 他
  - イ 支援員の配置とボランティアによる協力体制
    - ・サポートルームは、常勤のスタッフがいてこそ、機能していくもの
- (3) 関係各課・他機関との連携
- ア 福祉部局、児童館、民生委員、警察、児童相談所、フリースクール等の機関と連携
  - イ 県教育委員会、教職員、さわやか相談員、SC、SSW等との連携

## 2 具体的な取組

### (4) 教育相談スキルの向上

ア 指導員等研修

イ 教職員研修 「不登校対策チーム」の発足（管理職・生徒指導主任・教育相談主任）

- ・これまでの生徒指導や教育相談を見直し、**自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動**を展開

### (5) 「保護者の会」の開催 ～一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援～

ア 第1回 「杉っ子ルーム」に通う児童生徒の保護者を対象に開催。公認心理師の講話も実施。

イ 第2回 対象を広げて、開催予定



# 3 成果と課題

## (1) 取組の成果

- ア 「学びの改革」を推進し、**笑顔と質の高い学びを保障する**学校研究が充実
  - ・子どもを信頼し尊敬する学習（学びの尊厳）を重視した授業が展開
  - ・学校研究の推進により、教職員の資質、能力が向上
  - ・ICTを活用した学びの保障の充実
  
- イ **生徒指導・教育相談の実践上の視点**に留意した指導と支援
  - ・自己存在感の感受                      ・共感的な人間関係の育成
  - ・自己決定の場の提供                    ・安心安全な風土の醸成
  
- ウ 校内教育支援センター（**スペシャルサポートルーム**）の設置促進
  - ・安心して学校生活を送れる環境が整うことにより、児童生徒の不安感や困り感が解消
  
- エ 関係機関等との**連携と居場所づくり**の推進
  - ・福祉や医療、さらにはフリースクール等との連携・協働による支援の充実

# 3 成果と課題

## (2) 今後の課題

- ア 安心安全を感じることでできる**魅力ある学校づくり、学級づくり**
  - ・「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」と実感できる学校に
  - ・「学びの改革」の一層の推進により、日々の授業改善に邁進
  - ・校内教育支援センターの設置促進と**担当支援員の配置**
  - ・**メタバース**等を活用したオルタナティブ（代替）教育の検討
  
- イ 児童生徒理解と**保護者**との連携・協働
  - ・多様性を尊重した児童生徒理解
  - ・保護者との信頼関係に基づく情報共有に向け、**支援の充実**と協働体制の構築
  
- ウ 関係機関等との連携体制を一層充実
  - ・関係機関との連携による居場所づくりの整備と確保
  - ・連携、協働による支援体制の拡充
  - ・県教育委員会との連携による「**学びの多様化学校**」に係る検討

# 4 結びに

「不登校」はどの児童生徒にも起こり得る

- ◆ 学校・家庭・地域にが一丸となって、子どもたちを丸ごと受け止め、「課題の未然防止」「早期対応・早期発見」「継続的な支援」に取り組むことが重要。

将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような**社会的自立**に向けた指導と支援を継続